

資源管理協定の中間検証について

作成年月日：令和8年 2月 3日

作成者：佐須奈漁協

<基本情報>

協定の情報	協定の名称	長崎県対馬地区（佐須奈漁業協同組合）におけるクロマグロ、カツオ、マサバ等に関するひき縄漁業の資源管理協定		
	対象の水域	長崎県対馬海域		
	対象の資源	クロマグロ（小型魚）（長崎県資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（長崎県資源管理基本方針別紙2-2）、カツオ（長崎県資源管理方針別紙2-1）、ハガツオ（長崎県資源管理方針別紙3-52）、サワラ（長崎県資源管理方針別紙3-11）マサバ（長崎県資源管理基本方針別紙2-16）		
	対象の漁業	ひき縄漁業		
	協定の有効期間	令和5年6月1日から令和10年5月31日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の2分の1）	有効期間終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	カツオ（長崎県資源管理方針別紙2-1）							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量192,219トンに対し、協定参加者による漁獲量は0.05トンであり約0.1%未満を占める。							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置	※上記取組と組み合わせて行っている、関連するその他の管理措置があれば記載する。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○				(すべて計画どおりに履行)
	参加隻数	隻	30	29	26			
	取組内容	日	10	10	10			
	取組実績	日	10	10				
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度国際水産資源の現状によると、次のとおりである。 近年（2017～2020）の漁獲量は、MSYレベルを下回り、かつ産卵親魚量がMSYレベル（265万トン）を上回っていることから資源の状態は、乱獲状態でも過剰漁獲でもない」と評価された。 R06_30S_SKJ-WCPO.pdf							
取組の評価	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	本協定では、ひき縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 休漁による自主的管理措置と長崎県ぐるまぐろTAC計画に基づき早期是正の履行を実施している。 令和5管理年度～令和7管理年度の取組において、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定める長崎県の知事管理漁獲可能量を超過しなかった。また、水産研究・教育機構の令和6年度国際資源の現状によれば、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもないことから当該水産資源の保存及び管理に効果的であり、今後も現在の取り組みを継続することとする。							
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。							

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ハガツオ（長崎県資源管理方針別紙3-52）							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	本漁協における対象資源の令和6年総漁獲量13.5トンに対し、協定参加者による漁獲量は12.1トンであり約90%を占める。							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○				(すべて計画どおりに履行)
	参加隻数	隻	30	29	26			
	取組内容	トン	10	10	10			
	取組実績	トン	10	10				
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度資源評価調査報告書（拡大種）によると次のとおりである。 本資源の動向は、長崎県・熊本県の2012～2023年の漁獲量を用いて水準を判断している。2県の漁獲量は、2012年の742.3トンピークとし、その後増減を繰り返しながら2023年には553.2トンまでやや減少している。この漁獲量は、2012～2023年平均を見た時に127%に相当する値である。							

	直近5年間の漁獲量は、2021年に減少後、増加傾向に向かっていることから、水準は中位、同行は横ばいと判断した。 trends_2024_253.pdf
取組の評価	取組の効果が継続する 効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
評価内容	本協定では、ひき縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している 水産研究・教育機構の令和6年度資源評価調査報告書(拡大種)を見たとき、資源水準は中位でありその資源動向は増加傾向にあることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続することとする。
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。

<取組の概要と評価(対象の資源ごとに作成)>

対象の資源名	サワラ(長崎県資源管理方針別紙3-11)							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量10,730トンに対し、協定参加者による漁獲量は2.67トンであり約0.02%を占める。							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。 なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○				(すべて計画どおりに履行)
	参加隻数	隻	30	29	26			
	取組内容	トン	10	10	10			
	取組実績	トン	10	10				
資源状況	過去6年の漁協での漁獲量の推移を見たとき、漁獲量はおおむね2.7トン~17.5トン前後で推移しており、増加傾向である。							
取組の評価	取組の効果が継続する 効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	本協定の休漁日を定めることによる漁獲圧抑制による資源保護の取組である。 資源管理協定に定める休漁日についてもいずれも適切に履行しおり、協定参加者による過去5年の5中3年のCPUE平均と令和6年CPUEを比較した際には5中3平均の220.4%となり増加傾向であった。 本取組は一定の効果があったといえるので、今後も本取組を継続する。							
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。							

<取組の概要と評価(対象の資源ごとに作成)>

対象の資源名	マサバ(長崎県資源管理基本方針別紙2-16)							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量269,636トンに対し、協定参加者による漁獲量は48.7トンであり約0.01%を占める。 ※統計は、サバ類を計上したもの。							
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	(特定水産資源) (1) まさば対馬暖流系群 330千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)						
	協定の取組内容	休漁						
	その他の管理措置							
履行の状況	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考	
	履行状況	-	○	○				(すべて計画どおりに履行)
	参加隻数	隻	30	29	26			
	取組内容	トン	10	10	10			
	取組実績	トン	10	10				
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度マサバ(対馬暖流系群)の資源評価によると、次のとおりである。 資源量は2019年の低加入などの影響で減少し、2019年に50.5万トンとなったが、2021年度以降にやや回復し、2023年は71.4万トンであった。 加入量(0歳魚の資源尾数)は2019年は低かったが、2023年は15.6億尾と推定された。親魚量は直近5年間(2019年~2023年)で見ると増加傾向で、2023年には27.9万トンであった。この親魚量は、最大持続生産量MSYを実現する親魚量(33.0万トン)を下回っている。一方で漁獲圧については、MSYを維持する水準を下回っている。							

○マサバ資源評価
[simple_2024_06.pdf](#)

取組の評価

取組の効果が~~あり継続する~~・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない
(外部要因を考慮した取組の改良が必要)

評価内容

本協定では、ひき縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。
加えて、水産研究・教育機構の令和6年度マサバ（対馬暖流系群）の資源評価を見たとき、親魚量は、MSYを実現する水準を下回る一方で漁獲圧はMSYを維持する水準を下回っていることから、本取組は当該水産資源の保存及び管理に効果的であったといえ今後も現在の取り組みを継続する。

取組の
改良点等

本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。

対象の資源名	クロマグロ（小型魚）（長崎県資源管理基本方針別紙2-1）、クロマグロ（大型魚）（長崎県資源管理基本方針別紙2-2）						
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	対象資源の令和5年総漁獲量13,138トンに対し、協定参加者による漁獲量は22.4トンであり約0.17%を占める。						
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。					
	協定の取組内容	休漁・長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正措置の履行					
	その他の管理措置						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外	単位	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)	令和7年(2025年)	令和8年(2026年)	備考 (すべて計画どおりに履行) ※くろまぐろについては長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正措置の履行を管理日誌等で確認
	履行状況	-	○	○			
	参加隻数	隻	30	29	26		
	取組内容	トン	※	※	※		
	取組実績	トン	※	※			
資源状況	水産研究・教育機構の令和6年度国際水産資源の現状によると、次のとおりである。 まぐろ類で一般的に適用される管理基準値（例えば20%SSB0及びF20%SPR）と照らして、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもない。 R06_05S_PBF.pdf						
取組の評価	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
	評価内容	本協定では、ひき縄漁業について休漁による自主的管理措置を実施している。 休漁による自主的管理措置と長崎県くろまぐろTAC計画に基づく早期是正の履行を実施している。 令和5管理年度～令和7管理年度の取組において、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定める長崎県の知事管理漁獲可能量を超過しなかった。また、水産研究・教育機構の令和6年度国際資源の現状によれば、本種資源は乱獲状態でも、過剰漁獲が進行中でもないことから当該水産資源の保存及び管理に効果的であり、今後も現在の取り組みを継続することとする。					
取組の改良点等	本協定に定める休漁の措置は、当該水産資源の保存及び管理に一定程度効果があるといえるため、今後も現在取り組みを継続する。						

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果が継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	協定対象の全5種のうち5種について取り組みの効果が今後とも本取組を継続することとした。

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

検証年月日：令和8年3月26日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	本協定の対象資源については、資源評価、漁獲枠超過の有無、CPUEによる検証が行われており 検証方法は、協定に定める資源管理の方向性に沿った内容である。 検証の結果、協定対象の全ての魚種で効果が認められたことから 本協定に基づく資源管理措置には一定の効果があり今後も継続することとする。